

国庫補助制度が危ない

— 市区町村の廃棄物適正処理責任が果たせるか —



(社)全国都市清掃会議 専務理事 石井 和男

廃棄物処理事業は、循環型社会の形成を目指して多くの制度的改革がされ、愈々本腰を入れて取組みをしていかなければならないときである。こうした循環型社会の形成が声だかに叫ばれている中であって、経済財政諮問会議が策定し閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」によると、平成 18 年度を目標（改革と展望の期間）にした国庫補助負担金の改革が打ち出された。この改革のなかみは、原則として国庫補助金の廃止・縮減が取り上げられており、とくに国庫補助金のうち補助率の低いもの（3分の1未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行うとしている。この条項に廃棄物処理施設、特にごみ処理施設（補助率4分の1）が該当することになる。平成 16 年 6 月 8 日開催されたシーアイランドサミットにおいても、経済の持続的発展を可能とする循環型社会の形成について合意を得たところである。わが国としても国策として、また、国民的課題とし

て認識されている循環型社会の形成の第一歩を踏み出す段階で、こういった政策と財政が相矛盾する状況に追い込まれている。いま廃棄物処理施設整備費国庫補助金が存亡の危機に晒されている。循環型社会の構築に向け施策の進展を図っていくには、引き続き国の政策的、財政的措置の強化充実が求められるのではないかと考えている。折しも 5 月 20 日、全国都市清掃会議の平成 16 年度総会が福岡市で開かれ、廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望が、各地区協議会から寄せられた。中でも廃棄物処理施設の整備には一時に巨額の資金を必要とするなどその対応に苦慮している実態を受けて、市区町村が実施するごみ焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設整備事業について、なお一層の財政措置の強化拡充に対する要望が提起されている。

さかのぼって、昨年 10 月 9 日「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」がされ、その中で税源移譲を前提として廃止すべき

規模別都市の予算と廃棄物処理施設整備費の比較

別紙

予算・経費等 モデル都市	a	b	c	f = d + e		g=f/b
	平成 16 年度一般会計予算額	平成 16 年度清掃関係予算額	=b/a*100	廃棄物処理施設整備に係る経費の合計	清掃関係予算に占める整備費の割合 (焼却施設整備費のみ)	焼却施設整備に係る経費見積もり
人口 10 万人規模の市	約 370 億円	約 18 億円	4.86%	約 73 億円		4.06 倍 (2.67 倍)
				約 48 億円	約 25 億円	
人口 50 万人規模の市	約 1,846 億円	約 91 億円	4.93%	約 348 億円		3.82 倍 (2.64 倍)
				約 240 億円	約 108 億円	

注 1. 焼却施設整備に係る経費については、施設規模を、10万人規模の市が120トン/日、50万人規模の市が600トン/日とし、建設単価を、4千万円/トンと設定して見積もった。

注 2. 埋立処分場整備に係る経費については、10万人規模の市が施設規模を、15年間埋立可能な施設として約14万7千㎡、建設単価を1万7千円/㎡とし、50万人規模の市が施設規模を73万6千㎡、建設単価を約1万5千円/㎡と設定して見積もった。

国庫補助金として、例示された補助金から推測すると、廃棄物処理施設整備費補助金が含まれるものと思われる。さらに、全国市長会の「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」では、廃止すべき国庫補助金として、明確に廃棄物処理施設整備費補助金が挙げられている。さらに4月26日の経済財政諮問会議において、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を全廃すべしとの意見が出されていたところである。

このような政令指定都市市長会及び全国市長会の提言等が出されている状況下において、先にも記したように、この5月20日の全国都市清掃会議総会において昨年と同様、廃棄物処理施設整備に係わる国庫補助の強化拡充を含めた財

政措置の強化拡充の要望が出されている。このことは、市区町村の廃棄物行政の担当者が地域住民との軋轢の中で廃棄物処理施設整備を進めてきた自負と、日々発生するごみの適正処理を果たしていかなければならないという責任感によるものである。また、廃棄物処理施設整備に巨額の事業費を必要とするためその対応に苦慮していることによる思いがあるからではないか。

因みに会員都市のデータをもとに、人口10万又は50万人規模の市の年間清掃関係予算と廃棄物処理施設整備費を試算したのが、別紙の比較表である。表に見られるように焼却施設を新たに整備するためには、人口10万規模の市で約48億円、50万人規模の市では約240億円の資金が



必要と見積もられ、清掃関係費の年間予算の3倍近い整備費を手当てするなど一時に巨額の財政負担を求められることが予想できる。

各会員都市の廃棄物処理施設の整備状況は様々である。DXN類削減対策を進めた結果、各都市の焼却施設は、新基準をクリアできたものが稼働しているわけだが、これらの施設も比較的近い時期か、遠い将来かは別にして再整備が必要になる。政令市のような大都市は、比較的財政規模が大きく、また、担税力もあるが、それ以外の都市では、どのように経費を賄っていくのか見当もつかないのではないかと。

このように、廃棄物処理施設整備には極めて大きな財政負担が強いられる。財源の手当ができないから先送り出来るものではない。廃棄物の適正処理が滞り、市民、国民の生活に憂慮すべき影響が生じることがあってはならない。焼却施設はプラント設備であり、道路のように面的整備を経年で進めていくことが出来る事業と異なり、一時的に巨額の財政負担を必要とする事業である。これらの廃棄物処理施設整備事業を適確に実施し、一般廃棄物の適正処理を図ることは、市民、国民生活の根底を支えるものであり、市区町村の責任である。この責任をまっとうするためにも、廃棄物処理施設整備事業に対していままで以上の財政措置の充実強化がのぞまれる。

なお、この6月9日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」によると、三位一体改革について、全体像をこの秋に明らかにし、年内に決定するとしている。その際、地方の意見に十分耳を傾けることとしている。政府は、地方自治体に対し、8月20日までに、補助金削減の具体案を取りまとめるよう指示されているところである。

各市区町村の廃棄物行政担当者におかれては、それぞれの首長に対して、市区町村の一般廃棄物の適正処理責任を果たすうえで、不可欠である廃棄物処理施設を整備するためには、一時に巨額の財政負担が必要になることをご理解いただき、今後とも国庫補助制度の存続を含め国へ財政措置の充実強化が図れるよう働きかけていただくことを強く望むものである。

